

登園許可書について

保育園に在籍するお子様が、麻疹（はしか）、水痘（みずぼうそう）などの感染症にかかった場合、感染症の蔓延（まんえん）を防ぐため、ほかの園児へ感染する恐れがある期間は登園を控えていただくとともに、感染の恐れがなくなり、登園する際には「登園許可書」の提出をお願いしております。

感染症にかかった場合

① 登園許可書が必要な感染症

麻疹（はしか）、風疹、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、咽頭結膜炎（プール熱）流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26、O-111）、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、溶連菌感染症

⇒登園許可書（医師の記入）の提出をお願いします。

※伊東市医師会のご厚意により、伊東市医師会所属の医療機関に限り、様式の文書料のみ無料になります。（近隣の大学付属病院や公立病院では無料となりません。）

② 登園許可書が必要でない感染症

マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等のウイルス性胃腸炎・流行性胃腸炎含む）、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、带状疱疹、突発性発疹

⇒登園届（保護者が記入）の提出をお願いします。

※病院等を受診し、受診結果を保護者が記入してください。

※新型コロナウイルス及びインフルエンザについては、取扱いが異なります。
【新型コロナウイルス・インフルエンザに感染してしまったら・・・】をご覧ください。